

東広島市地域包括支援センター運営業務委託基本仕様書

1 業務名

東広島市地域包括支援センター運営業務

2 目的

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46及び第115条の47の規定に基づき、本業務を受託した者（以下「受注者」という。）が設置する地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 実施主体

事業の実施主体は東広島市とし、事業の目的を十分に理解し、業務を適切に実施できると認められる者に委託して実施する。

5 履行場所（担当する圏域）

各地域包括支援センター（以下「センター」という。）の担当する圏域は次のとおりとする。ただし、他圏域のセンターと相互に連携を図りながら事業に取り組むこととする。

地域包括支援センター	担 当 圏 域
西条北地域包括支援センター	西条朝日町、西条大坪町、西条岡町、西条上市町、西条御条町、西条栄町、西条昭和町、西条末広町、西条西本町、西条本町、西条町西条、西条町西条東、西条町下見、西条町寺家、西条町助実、西条町土与丸、西条町吉行、西条下見五丁目から七丁目まで、西条東北町、西条土与丸一丁目から六丁目まで、西条吉行東一丁目から二丁目まで、寺家産業団地、寺家駅前
西条南地域包括支援センター	西条町馬木、西条町大沢、西条町上三永、西条町郷曾、西条町下三永、西条町田口、西条町福本、西条町御菌宇、西条町森近、鏡山一丁目から三丁目まで、鏡山北、西条中央一丁目から八丁目まで、西大沢一丁目から二丁目まで、三永一丁目から三丁目まで、田口研究団地
八本松地域包括支援センター	八本松地区
志和地域包括支援センター	志和地区
高屋地域包括支援センター	高屋地区
黒瀬地域包括支援センター	黒瀬地区
北部（福富・豊栄・河内） 地域包括支援センター	福富地区、豊栄地区、河内地区
安芸津地域包括支援センター	安芸津地区

(参考) 圏域別人口表 (令和8年3月31日現在)

圏域	総人口	高齢者人口	高齢化率
西条北	50,727人	7,441人	14.7%
西条南	35,427人	5,675人	16.0%
八本松	29,918人	7,219人	24.1%
志和	5,881人	2,708人	46.0%
高屋	29,257人	9,148人	31.3%
黒瀬	21,250人	7,429人	35.0%
北部	9,845人	4,630人	47.0%
(福富町)	2,049人	973人	47.5%
(豊栄町)	2,717人	1,435人	52.8%
(河内町)	5,079人	2,222人	43.7%
安芸津	8,056人	3,742人	46.4%
計	190,361人	47,992人	25.2%

6 業務内容

受注者は、地域包括支援センター運営業務について、次のとおり実施するものとする。

なお、各業務の遂行については、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）及び東広島市地域包括支援センター運営方針に基づき行うものとし、具体的な運用については、「地域包括支援センター運営マニュアル」（一般財団法人長寿社会開発センター発行）を参照し、適切に実施すること。

また、地域共生社会の実現を目指し、他分野の関係機関と連携し、制度や分野を超えた相談支援を行うこと。

(1) 包括的支援事業

ア 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）（法第115条の45第1項第1号ニ）（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者に対して、介護予防及び自立支援の視点を踏まえ、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

イ 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

業務の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行う。

ウ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

業務の内容としては、成年後見制度の利用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応とともに、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、住宅と施設の連携等、地域において多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

業務の内容としては、地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う。

(2) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）（居宅要支援被保険者に係るものに限る）（法第115条の45第1項第1号ニ）

介護予防・生活支援サービス事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

ただし、この介護予防ケアマネジメントの業務を行うため、法第115条の45の5第1項の規定に基づき、市の指定を受けることが必要である。

なお、本業務における、介護予防ケアマネジメント費については、別途支払われるものとする。

(3) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

高齢者等が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、人と人がつながりあえる取組を通じて、住民主体の通いの場や集いの場が継続的に発展すること、また、リハビリテーション等の専門職の視点を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態となっても生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進する。

ア 高齢者等に対し、市主催の介護予防の教室・講座・講演会や、住民主体の通いの場、東広島市元気輝きポイント制度等について、周知・普及に取り組み、主体的に介護予防に取り組む高齢者の増加に努める。

イ 地域の自治会、サロン等高齢者が集まる機会に積極的に参加し、介護予防に関する情報提供を行い、一般介護予防事業や通いの場等への参加勧奨及び参加支援を行う。

また、あわせて高齢者の生活支援にかかわる制度、情報、在宅療養等に関する情報提供及び利用方法等の情報提供を行う。

ウ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について、高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）双方の取組を推進するため、市と連携を図り協力すること。

エ 市が開催する介護予防に関する講座及び研修を積極的に受講し、地域において高齢者の心身機能の維持・改善に向けた普及啓発を行い、支援すること。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務（法第115条の45第2項第4号）

医療と介護の双方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための関係機関の連携を推進する。

業務の内容としては、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、地域住民への普及啓発を行う。

(5) 生活支援体制整備事業に関する業務（法第115条の45第2項第5号）

高齢者の生活支援及び介護予防の体制づくりに取り組む住民主体の活動団体等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な主体によるサービス提供体制の整備を図る。

業務の内容としては、生活支援コーディネーターや地域団体との連携を行う。

(6) 認知症総合支援事業に関する業務（法第115条の45第2項第6号）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うため、認知症地域支援推進員研修を受講し、次に掲げる業務を行うこと。

ア 市が設置する認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員に関し、市民や関係機関への周知、必要な連携、協力を行い、認知症の人やその家族に対するできる限り早い段階からの支援の開始や、地域における医療・介護等の連携の推進を図ることを目的として、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための体制づくりを行い、関係機関のネットワークの構築を進める。

イ 一般介護予防事業業務において地域住民等と連携する際は、参加者等の状況把握を行い、認知症が疑われる場合は、必要な支援につなげること。

ウ 認知症の方やその家族が地域で生活するために必要な支援体制を、認知症の方やその家族の意見が十分に反映されるよう地域住民等と協力して構築すること。

エ 認知症に関する知識等に関する講習会（出前講座「認知症サポーター養成講座」等）等を開催し、地域住民への普及啓発活動を行うこと。

(7) 地域ケア会議推進事業に関する業務（法第115条の48第1項）

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職や、地域の支援者等の多職種協働による個別地域ケア会議を開催する。支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための自立支援応援会議を多様な関係者で行うことを通して、介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質を高めることや、高齢者等の実態把握、地域包括支援ネットワークの構築及び地域課題の把握を行う。個別地域ケア会議及び自立支援応援会議で抽出された地域課題を市に報告し、市と課題の共有を図ること。

(8) 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。

この指定介護予防支援の業務を行うため、法第115条の22の規定に基づき、市の指定を受ける必要がある。

業務の内容としては、予防給付に関するケアマネジメント業務を行うものである。

(9) その他の業務

ア 申請代行業務

(ア) 必要に応じて、高齢者等の保健福祉等の利用申請手続の受付、申請代行等の便宜を図る。

(イ) 介護保険法による住宅改修に関する支援が必要な高齢者等に対して、適切な助言や理由書等の作成等の支援を行う。

(ウ) 福祉用具の購入に関する支援が必要な高齢者に対して、適切な助言と購入支援を行う。

イ 会議等への出席等

(ア) 毎月1回、市が開催するセンター長会議に出席すること。また、センターに配置される3職種それぞれについて、センター相互間の連携や情報共有のため、市が開催する各専門部会に出席すること。

(イ) 東広島市高齢者及び障害者に係る虐待防止ネットワーク委員会、地域密着型サービス事業所運営推進会議、専門職会議、民生委員児童委員協議会定例会、その他関係機関が主催する会議に必要に応じて参加すること。

ウ 東広島市生涯学習まちづくり出前講座の次のメニューを担当圏域内で実施すること。

(ア) 「介護保険のしくみ」(介護保険課と共同実施)

(イ) 「豊かな人生とともに ACP:人生会議(アドバンス・ケア・プランニング)と未来ノート」(在宅医療・介護連携推進事業)

(ウ) 「認知症サポーター養成講座」(認知症総合支援事業)

(エ) 「高齢者の権利擁護」(権利擁護業務)

(オ) その他センターの業務に関わる出前講座

エ 災害に対する支援

センターが把握する要支援者について、平時から災害時における対応策の検討を行うとともに、市や地域組織等が関係機関と連携して個別避難計画を作成する際は、積極的に参画すること。

オ 実績報告等

年間活動内容について、国、県等からの照会に回答できるよう実績管理を行い、必要に応じて市に報告すること。

カ 地域包括支援センター運営部会での報告、説明

地域包括支援センター運営部会に事業報告等を提出するとともに、必要に応じて会議において説明すること。

キ 年間事業計画、年間活動報告及び評価

センターの業務に関し、年間事業計画を策定し市に提出するとともに、当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。また、年間の活動計画報告書を作成、評価し、年度終了後市に提出すること。

ク 学生実習受入

学生実習の受入れ依頼があった場合、業務に支障のない範囲内で受入れを行うこと。

ケ その他センターを適正に運営するために必要な業務

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、市と協働して必要な取組を行うこと。

7 設置場所及び設備

(1) 設置場所について

ア 圏域住民に対し、交通の利便性や分かりやすさに配慮して設置すること。

イ バリアフリーに配慮した施設にすること。原則として事務所は1階に設置し、2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。

ウ センターの看板及び案内板等を道路側から見えやすい場所に1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。

エ 受注者が行う他の事業所等と同一の敷地及び建物内で実施する場合は、センターと設置場所とそれ以外の事業の実施場所について、部屋を分ける、又はパーテーション等で区切る等明確に分離し、個人情報の管理及びプライバシーの保護に配慮したものとすること。

オ 次の圏域は本市の施設を利用して設置することも可能である。

圏域	施設名	所在地
黒瀬	東広島市役所 黒瀬支所南庁舎	東広島市黒瀬町丸山 1333
北部	東広島市役所 福富支所	東広島市福富町久芳 1545-1
安芸津	安芸津文化福祉センター	東広島市安芸津町三津 4398

なお、本市の施設を利用して設置する場合の運営経費の負担区分については次のとおりとする。

項目	市が負担するもの	受注者が負担するもの
建物	全て	なし
設備	(必要に応じて空調、照明器具類の改修等)	事務机、椅子等、携帯電話、固定電話等の備品
事業運営に関する費用		人件費、研修費、旅費、需用費(消耗品、印刷製本費、燃料代等)、役務費(郵便代、通信料等)、光熱水費、保険料、賃借料(駐車場代、車両・パソコン・複合機等リース代)、委託料
施設管理に要する費用	全て(警備、消防設備、空調機器等の保守点検)	なし

(2) 事務所について

- ア センターの運営に必要な事務室、相談室(スペース)を有していること。
- イ 相談室(スペース)については、受注者が行う他の事業所との共用も可能であるが、プライバシーが確保されるように配慮すること。
- ウ 施錠できる書類保管庫等の設置や機械警備等によりセキュリティを確保すること。
- エ 受付カウンターを設置するほか、気軽に立ち寄りやすいスペースを設けること。

(3) 設備について

- ア 事務机及び椅子、施錠可能な書類保管庫、固定電話、携帯電話等、運営に必要な物品類を配備すること。
- イ センター職員が専用利用できる軽自動車をリースにより取得し、軽自動車にセンター名称を掲げること(車両への塗装、又はマグネット等の着脱タイプでも可)。

圏域	西条北	西条南	八本松	志和	高屋	黒瀬	北部	安芸津
配置の目安	3台	3台	3台	2台	4台	3台	4台	2台

- ウ 利用者の駐車スペースを確保すること。
- エ パソコンを常備し、インターネット接続環境を確保するとともにセキュリティ機能を確保すること。専用メールアドレスを取得すること。
- オ Zoomライセンスを取得すること。
- カ 本市から本業務で使用する地域包括支援センター用システム(以下「システム」という。)を提供する。システムの利用に関しては、東広島市情報システム等管理運営事務要領に準じて安全管理措置を行うこと。
- キ 受注者は、カのシステムを使用するために必要なパソコン及び複合機を配備すること。なお、システムを使用するためのパソコンの要件については、次のとおりである。

項目	要件
OS	Windows 11
CPU	Intel Core Processor 相当 (2.00GHz 以上)
メモリ	8GB 以上
ハードディスク	100GB 以上
解像度	1024×768 以上
アプリケーション	Microsoft .NET Framework 4.5 以上、 Microsoft Excel 2024 以降、Adobe Acrobat Reader

8 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託

指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託することができる。この委託に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営部会の議を経なければならない。
- (2) アセスメント業務、介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。また、受託する事業者が本来行うべき指定居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、委託する業務の範囲及び業務量について十分に配慮すること。
- (3) 委託先の指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。
- (4) 指定介護予防支援業務に係る責任主体はセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。
- (5) 委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払う委託費は、別途市が指定した額とする。
- (6) 正当な理由なしに、委託先が特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。

9 業務対応窓口

(1) 窓口開設時間

窓口開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業日とすることができる。

(2) 相談等の受付時間

相談等の受付時間は、窓口開設時間とする。

(3) 緊急対応

夜間や休日を含む緊急時に備え、あらかじめ必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順を定めるとともに、緊急時に24時間連絡可能な体制を構築し、速やかに対応すること。

なお、緊急時の連絡体制については受注者の本体施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

また、あらかじめ緊急時の連絡先を市に届け出ること。

10 センターの配置人数と職種

- (1) 包括的支援事業等を適切に実施するため、東広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）に基づき、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者（以下「3職

種」という。)を配置するものとする。また、業務の適切な管理を行うため、3職種のいずれかをセンター長として配置すること。

ア 配置人数

圏 域	(ア) 保健師	(イ) 社会福祉士	(ウ) 主任介護支援専門員	3職種に該当する者	合計
西条北	1人	1人	1人	2人	5人
西条南	1人	1人	1人	1人	4人
八本松	1人	1人	1人	2人	5人
志 和	1人	1人	1人	—	3人
高 屋	1人	1人	1人	3人	6人
黒 瀬	1人	1人	1人	2人	5人
北 部	1人	1人	1人	2人	5人
安芸津	1人	1人	1人	—	3人

イ 職種

職 種	資 格 要 件
(ア) 保健師	① 保健師 ② ①に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。 なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。
(イ) 社会福祉士	① 社会福祉士 ② ①に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。
(ウ) 主任介護支援専門員	① 主任介護支援専門員 ② ①に準ずる者として、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。 ③ 地域包括支援センターが育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。

ウ やむを得ず欠員が生じた場合は、速やかに本市に報告し、職員の補充を行うこと。

エ 指定介護予防支援業務と兼務する職員の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る業務量が過重となり、包括的支援事業に支障を来すことがないように、適正な職員配置を行うこと。具体的には、3職種が直接受け持つケアプラン数は1人あたり10件程度を目安とし、職員の経験や能力を参酌したうえで、受注者の判断で加配等の配慮を行うこと。

オ 配置される職員は、地域の課題に対する共通認識を持ち、職種の専門分野を活かしつつ、相互に連携を図り、業務をチームとして遂行していくこと。

カ 3職種は、本業務に専従すること。ただし、指定介護予防支援事業（法第115条の22）の業務とは兼務して差し支えない。また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は兼務して差し支えない。

(2) 介護予防ケアマネジメント作成担当者（非常勤兼務可）の配置

3職種の業務負担緩和のため、介護予防ケアマネジメント作成の職員を1人以上配置するものとする。人員の要件については、保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかとする。

1.1 相談への対応

開設時間内においては、1名の従事者は事務室に残り、相談業務等に対応できる体制をとること。なお、緊急対応が必要な場合等はこの限りではない。

1.2 資質の向上

業務に従事させる者に、本業務の果たす社会的な役割の重要性を理解させるとともに、各研修会、多職種との交流等あらゆる機会をとらえ、個別サービス計画の作成、ソーシャルワーク等の技術等に関する資質の向上に努めること。また、市が指定する研修を受講させること。

1.3 実績報告

受注者は、当月実施した次の委託業務について、市の定める様式により翌月の市が指定する日までに報告するものとする。

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業実績
- (2) 総合相談支援事業実績
- (3) 高齢者虐待対応実績
- (4) 地域活動、利用者からの苦情等
- (5) その他、実績の提出が必要と市が判断したもの

1.4 事業計画及び事業報告

センターの業務に関し、毎年度4月30日までに、運営方針と地域の特性等を考慮した年間事業計画、収支予算書を市に提出すること。また、年度終了後速やかに、年間事業報告及び収支決算書を市に提出すること。

また、市が定める期日及び方法により、自己評価を実施すること。市は、当該自己評価を精査し、地域包括支援センター運営部会で評価することにより、公正・中立なセンターの運用と各センターの運営機能の向上を図るものとする。

1.5 会計・経理

- (1) 経理区分は、委託料と介護報酬を明確に区分して処理すること。

運営事業に係る経費の内容を明らかにするため、センター事業として独立した経費に関する帳簿、その他関係書類を備え付けるものとする。

なお、共有する部分については、人数按分等にて適切に処理すること。

- (2) 委託料の請求・支払

センター運営業務に係る委託料は、業務実施年度の4月と10月に、1年間の委託料の約

2分の1ずつを概算払いにより支払うこととする。受注者は、該当する時期に委託料の請求書を市に提出すること。

市は、適法な請求書の受理後30日以内に委託料を支払うこととする。

(3) 委託料の精算

毎年度業務終了後10日以内に、市の定める様式により「収支報告書」を提出すること。その際に、センターの運営費から介護予防支援等に係る報酬額を控除した額が委託料を下回った場合については、その差額を報告後30日以内に市へ返還するものとする。

1.6 法令等の遵守

(1) 受注者は、センターを運営するにあたり、介護保険法ほか関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

(2) 老人福祉法、介護保険法、厚生労働省の通達等の熟知に努め、相談者に対し各種保健福祉サービスを適切に干渉すること。

また、各種の保健福祉介護サービスの利用に係る申請手続きに便宜を図るとともに、関係機関との連絡調整を的確に行うこと。

1.7 秘密の保持

(1) 受注者は、個人情報の取扱いにつき、別紙「個人情報取扱特記事項」、関係法規及び市条例等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その紛失・漏洩がないようにすること。

(2) 受注者は、地域包括支援センター運営業務を開始する日までに、「情報管理責任者及び端末使用者届出書」及び「個人情報の使用範囲に関する情報管理責任者及び端末使用者の承諾確認書」を提出すること。

1.8 公平・中立性

受注者は、センターを運営するにあたっては、市の施策との一体性を保ち、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう公平・中立性に十分配慮すること。また、高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、地域福祉の中核機関として、公平・中立な立場から偏りが無いよう特に配慮すること。

1.9 苦情等の対応

苦情等に対応する体制を整備、周知するとともに、苦情等が寄せられた際は誠実に対応し再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告すること。

2.0 その他

(1) 本市の地域包括支援センター運営業務を受託していることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する東広島市職員対応要領」に基づき、本市職員に準じた対応に努めること。

(2) 職員の欠員や建物賃借料の変更があった場合の委託契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(3) 開設前に行う職員研修等に係る経費、開設準備に係る人件費については、受注者の負担とする。

(4) 市が示す仕様に従い受注者が作成したジャンパーを、センター職員のユニフォームとして着

用するものとする。

- (5) 令和14年度以降の本業務の受注が見込めない場合は、後任となる受注者が令和14年4月1日から滞りなく円滑に業務を進めることができるよう、発注者が別途示すところにより、センターの運営全般について確実に引継ぎを行うものとする。

2.1 協議事項

この仕様書は、委託業務を遂行するに当たり、必要な事項を明示したものであるが、当該仕様書に記載のない事項についても、委託業務の内容を遂行するために必要と認められる事項については、市と受注者が誠意をもって協議し、委託業務の目的達成のため、最大限の努力をするものとする。